

○長野県警察の情報セキュリティに関する訓令

平成 19 年 3 月 19 日
県警察本部訓令第 5 号

改正 平成 23 年 3 月県警察本部訓令第 4 号、27 年 3 月第 2 号、30 年 3 月第 2 号

長野県警察の情報セキュリティに関する訓令を次のように定める。

長野県警察の情報セキュリティに関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって長野県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 警察庁及び長野県警察が設置する情報システムであって、長野県警察において利用されるものをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ 警察情報システムから出力された情報

ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって長野県警察職員（以下「警察職員」という。）が職務上取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(情報セキュリティ管理者)

第 3 条 警察本部に、情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を統括する。

(情報セキュリティ委員会)

第 4 条 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他長野県警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充て、委員には次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 警務課長
- (3) 会計課長
- (4) 監察課長
- (5) 情報管理課長
- (6) 生活安全企画課長
- (7) 地域課長
- (8) 刑事企画課長
- (9) 交通企画課長
- (10) 警備企画課長
- (11) 警備第二課長
- (12) 関東管区警察局長野県情報通信部情報技術解析課長

4 委員会の庶務は、警務部情報管理課において行うものとする。

5 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第5条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、情報セキュリティ管理者が、委員会の審議を経て定めるものとする。

(警察職員の責務)

第6条 警察職員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第7条 警察本部に、情報セキュリティ監査責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査の実施を統括するものとする。

3 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(警察運営検討委員会の設置に関する訓令の一部改正)

2 警察運営検討委員会の設置に関する訓令(昭和61年長野県警察本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(長野県警察の文書取扱いに関する訓令の一部改正)

3 長野県警察の文書取扱いに関する訓令（平成 13 年長野県警察本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（長野県警察の情報セキュリティポリシーに関する訓令の廃止）

4 長野県警察の情報セキュリティポリシーに関する訓令（平成 13 年長野県警察本部訓令第 18 号）は、廃止する。

附 則（平成 23 年 3 月 11 日県警察本部訓令第 4 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日県警察本部訓令第 2 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 7 日県警察本部訓令第 2 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 30 年 3 月 7 日から施行する。